

低 圧 電 力 Ⅱ

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

2020年10月1日 実施

 北陸電力株式会社

本 則

1 契約種別

この低圧特別約款（料金表）の低圧電力Ⅱ（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、低圧電力Ⅱといたします。

2 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし、時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

- (1) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (2) 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

また、1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、この料金表から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

3 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

4 契約電力

契約電力は，要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(3)によりえた値といたします。

5 季節区分

季節区分は，次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

6 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は，要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は，要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	990円00銭
---------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	18円90銭	17円22銭

7 その他

その他の事項については、要綱によるものといたします。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2020年10月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19（料金の算定）および要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。